

株式会社ウィルコムに対する買取決定等について

2010年5月13日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年3月12日に、株式会社ウィルコム（以下「対象事業者」という。）について、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「機構法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行っていましたが、昨日までに、全ての関係金融機関等から、事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることについて同意をいただきました。

これを受けて、機構は、本日、現在東京地方裁判所に係属している対象事業者の会社更生手続において、今後管財人より提出される更生計画案が可決され、更生計画認可決定が確定することを前提として、機構法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

本件は、機構手続と会社更生手続を併用したスキームであるため、債権者である関係金融機関等の負担額（債権の簿価－更生計画に基づく権利変更後の債権額）は、今後管財人により提出される更生計画の認可によって確定することとなります（現時点では確定しません）。

以上